

第44号議案

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年9月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十三号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

付 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （支給範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第十四条第一項に規定する公舎等で文京区教育委員会規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>二 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>第三条～第八条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和五年十月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条（略） （支給範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第十四条第一項に規定する公舎等で文京区教育委員会規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>二 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>第三条～第八条（略）</p>